

# 東北信地区 多様な発達特性を有する若者の就労促進事業業務委託仕様書（案）

## 第1章 総則

### 1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「長野県多様な発達特性を有する若者の就労促進事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

### 2 趣旨

本事業は、「ニューロダイバーシティ推進員」を配置することにより、「脳や神経に由来する個人レベルでのさまざまな特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、社会の中で活かしていこう」というニューロダイバーシティの考え方の理解浸透を図るとともに、発達特性等の困難を抱える若者の離職防止や就労促進につなげることを目的とする。

### 3 定義

「ニューロダイバーシティ推進員」とは、発達障がいや発達の多様性を有する若者の離職防止・就労促進、企業における多様な人材の労働参加を支援するために、当事者に合わせた企業への合理的配慮等の助言支援、ニューロダイバーシティに取り組む企業の普及拡大のための支援を行う者で、多様な発達特性に関する知識や、支援経験を有する者をいう。

### 4 関係法令等

本事業の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）及び諸規則
- (2) 委託契約書

### 5 委託期間

委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 6 遵守事項

#### (1) 個人情報の保護

受託者が事業を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）、長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県規則第19号）の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めなければならない。

#### (2) 守秘義務

受託者は、事業上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託事業期間終了後も同様とする。

### 7 疑義

- (1) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (2) その他の変更や仕様書に記載なき事項等で疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

## 第2章 業務内容

### 8 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務遂行上必要となる、旅費、資料代、印刷費、謝金、電話代などの役務費、使用料等一切の経費は、委託料に含むものとする。

#### (1) ニューロダイバーシティ推進員の配置

受託者は、委託期間を通して、ニューロダイバーシティ推進員を配置すること。

なお、ニューロダイバーシティ推進員は、県が認めた者に限り、委託料の範囲において複数配置することができる。

ただし、複数配置する場合は、主となる者を明らかにすること。

#### (2) ニューロダイバーシティ推進員の要件

ニューロダイバーシティ推進員を務める者は、以下の要件を満たしていることが望ま

しい。

- ①多様な発達特性を有する若者を支援するために必要な制度や施策、支援技術、関係機関に関する情報等の知識を有している。
- ②多様な発達特性を有する若者の離職防止・就労促進に係る支援等において関係機関及び支援関係者と連携、協力する資質を有するとともに、適切な助言や必要な支援体制づくり、シンポジウムや研修の企画運営能力を有している。
- ③福祉事業所・医療機関・就労支援機関等において発達障がい児者支援に関し概ね5年以上の業務実績があり、かつ、心理士・社会福祉士・精神保健福祉士等の相談支援に係る資格を有している。

### (3) ニューロダイバーシティ推進員の活動

受託者は、ニューロダイバーシティ推進員を以下の活動に従事させること。

#### ① 直接的な支援

ニューロダイバーシティ推進員は、以下の者からの相談や協力依頼に対し、総合的な助言や必要な支援等を行うこと。また、必要に応じて、発達障がい児者に直接関わっている支援者と円滑に連携、協力すること。

- ア 企業の経営者や人事担当者、産業カウンセラー等
- イ 就労支援、障がい福祉等の支援機関の従事者
- ウ 行政機関の従事者（保健師、心理士、その他行政機関に勤務する者）
- エ 教育機関の従事者（学生相談担当者、就職・進路相談担当者、担任等）
- オ 医療機関の従事者（医師、心理士、医療ソーシャルワーカー等）
- カ その他、発達障がい児者支援に関わっている者

#### ② 支援者への間接的な支援

ニューロダイバーシティ推進員は、関係機関及び各分野の専門家等と連携を図り、担当地区における多様な発達特性を有する若者に係る就労支援体制づくりを推進すること。また、ニューロダイバーシティに取り組む企業の普及拡大のために関係機関と連携し、企業向けシンポジウムや研修会の開催などを企画・運営すること。

#### ③ 関係機関連携会議への出席

ニューロダイバーシティ推進員は、企業等における好事例の共有や好事例の横展開の方策についての協議・検討等を行うため、県の関係課が招集する連携会議等に出席すること。

#### ④ 長野県発達障がい者支援対策協議会への出席

ニューロダイバーシティ推進員は、発達障がい児者の一貫した支援の在り方を検討するため、会長が必要と認める場合、「長野県発達障がい者支援対策協議会」に出席すること。また、自立・就業部会に協力部会員として参画すること。

#### ⑤ 長野県発達障がい情報・支援センターとの連携

ニューロダイバーシティ推進員は、多様な発達特性を有する若者の地域支援の充実を図るため、長野県発達障がい情報・支援センターと十分連携すること、又はそれに替わる体制を組めること。

なお、そのために、長野県発達障がい情報・支援センターにおいて月1回以上業務に従事することがある。

#### ⑥ その他

本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案し、実施すること。

### (4) ニューロダイバーシティ推進員の活動報告

受託者は、ニューロダイバーシティ推進員の活動実績を取りまとめ、2か月に1回程度県に報告すること。